

平成 25 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	19	府 省 庁 名 <u>厚生労働省</u>
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> <u>その他（徴収規定）</u>	
要望項目名	駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>駐留軍関係離職者等臨時措置法（以下「駐留軍法」という。）は、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊又は本邦の領域内にあった国際連合の軍隊の撤退等に伴い、多数の労働者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみ、これらの者に対し特別の措置を講じ、もってその生活の安定に資することを目的とするものであり、かかる措置として、駐留軍関係離職者に対して、雇用対策法第18条に規定する職業転換給付金が支給されている。</p> <p>国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（以下「漁臨法」という。）は、漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もって漁業離職者の職業及び生活の安定に資することを目的とするものであり、かかる措置として、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対して、雇用対策法第18条に規定する職業転換給付金が支給されている。</p> <p>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第12条において、政府は、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者の就職を促進するため、就職のあっせん、職業訓練の実施その他の措置を講ずるように努めるものと規定されており、かかる措置として、雇用対策法施行規則附則第2条の規定に基づき、当該離職を余儀なくされた者のうち、船員以外の職に再就職しようとする者（以下「雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者」という。）に対して、雇用対策法第18条に規定する職業転換給付金が支給されている。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>雇用対策法第18条の規定に基づく駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対する職業転換給付金の支給については、同法第21条において、当該給付金を受ける権利は差押えが禁止されており、また、同法第22条において、当該給付金（事業主に対して支給するものを除く。）を標準として租税その他の公課を課することが禁止されている。</p> <p>また、雇用対策法第18条の規定に基づく駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対する職業転換給付金の支給に係る55歳以上65歳未満の労働者の給与等については、地方税法第701条の31第1項第5号、地方税法施行令第56条の17の2第1号及び第2号並びに地方税法施行規則第24条の2第1号及び第2号の規定に基づき、当該給与等の額の2分の1が事業所税（従業者割）の課税標準である従業者給与総額から除かれている。</p> <p>駐留軍法の有効期限は平成25年5月16日、漁臨法及び雇用対策法施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給の有効期限は同年6月30日とされているところ、今後も国際情勢の変化等に伴い、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者が発生することが予想される。このため、それぞれの有効期限を延長するための法改正及び省令改正を行う予定であるところ、有効期限延長後も当該離職者に対して支給される職業転換給付金について、個人住民税に係る非課税措置、事業所税に係る課税標準の特例措置等を存続させることとしたい。</p> <p>関係条文</p> <p>駐留軍関係離職者等臨時措置法第10条の3 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法第6条の3 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第12条 雇用対策法第18条、第21条及び第22条 雇用対策法施行規則附則第2条から第6条まで 地方税法第701条の31、地方税法施行令第56条の17の2、地方税法施行規則第24条の2</p>	
減収見込額	（初年度） - （ 19 ） （平年度） - （ 19 ） （単位：百万円）	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対しては、その有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進するために、これらの者及びこれらの者を雇い入れ、又は訓練を実施した事業主に対して職業転換給付金を支給しているところ、この目的を十分かつ効果的に達成するため、当該給付金について、個人住民税に係る非課税措置、事業所税に係る課税標準の特例措置等を講じている。</p> <p>(2) 施策の必要性 職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。このため、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置は必要不可欠である。</p> <p>また、雇用対策法第4条第1項第3号において、国は、就職が困難な者の就職を容易にするため、労働者の職業の転換、職場への適応等を援助するために必要な施策を総合的に講じなければならないとされているところであり、当該目的を十分かつ効果的に達成するため、職業転換給付金の支給と併せて上記の控除制度を引き続き実施していくことが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>-</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 意欲あるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する。 基本目標 - 1 雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図る。 基本目標 - 1 - 3 高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る。
	政策の達成目標	就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者がある有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	駐留軍法については平成30年5月16日までの5年間、漁臨法及び雇用対策法施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給については平成30年6月30日までの5年間、それぞれ延長する予定。
	同上の期間中の達成目標	就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者がある有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	-
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る所得税の非課税措置等の延長
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。したがって、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給する職業転換給付金については、引き続き非課税及び差押禁止とすることが妥当である。 また、就職が困難な状況にある者を雇い入れ、又は訓練を実施した事業所について、職業転換給付金を支給するとともに事業所税（従業者割）の課税標準である従業者給与総額を軽減することにより、当該者の就職促進が図られることとなる。これは、当該者に対する職業転換給付金の支給と相まって雇用対策法第4条第1項第3号に規定する国の施策として実施するものである。このため、駐留軍法、漁臨法及び雇用対策法施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給に係る有効期限の延長後においても、上記の控除制度を延長することが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	-
前回要望時の達成目標	就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	-